

障害者自立支援法の見直しについて

障害者自立支援法の3年後の見直し

平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)

(参考)

附 則 (検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

平成18年12月 : 法の円滑な運営のための**特別対策**(平成18年～平成20年度の3年間で国費:1,200億円
(利用者負担の更なる軽減、事業者に対する激変緩和措置、新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置)

平成19年12月 : **与党・障害者自立支援に関するプロジェクトチーム報告書**

(抜本的見直しの視点と9つの見直しの方向性の提示)

: **障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置**

(利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進)

平成20年4月～ : 社会保障審議会障害者部会を開催し、3年後見直しに向け議論を行っているところ

(その他、障害児支援の見直しに関する検討会、今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会を併せて開催。)

障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書抜粋)

<平成19年12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム>

1. 抜本的見直しの視点

障害者自立支援法の抜本的な見直しの全体像を提示した上で、法施行3年後の見直しに向けた基本的な課題とその方向性を明示。

特に必要な事項について、緊急措置を実施。

介護保険との統合を前提とせず、障害者施策としての在るべき仕組みを考察。

利用者負担については、低所得者の負担を更に軽減するなど、負担の応能的な性格を一層高めるとともに、特に障害児を抱える世帯の負担感や子育て支援の観点を考慮。

障害福祉サービス費用(いわゆる報酬)の額の改定の実施を明示。

利用者の立場に立って、簡素で分かりやすい制度体系を目指す。

2. 主な検討事項

利用者負担の在り方

事業者の経営基盤の強化

障害者の範囲

障害程度区分の見直し

サービス体系の在り方

相談支援の充実

地域生活支援事業

就労の支援

所得保障の在り方